

商 標 権	判決年月日	令和 7 年 6 月 1 6 日	担 当 部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	令和 6 年(行ケ)第 1 0 1 0 7 号		

○「キリンフーズ」の文字と図形からなる本件商標は、「K I R I N」・「キリン」・「麒麟」等の文字からなる各引用商標に類似し、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するとして、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例。

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法 4 条 1 項 1 1 号

(関連する権利番号等) 登録第 6 6 8 7 6 1 2 号

(審決) 無効 2 0 2 3 - 8 9 0 0 5 9 号

判 決 要 旨

1 原告は、被告の有する本件商標(「キリンフーズ」の文字と図形からなり、指定商品を第 3 0 類「ぎょうざ、しゅうまい、中華まんじゅう、ハンバーガー、ホットドッグ、穀物の加工品」(本件指定商品)とする)について、原告の有する「K I R I N」・「キリン」・「麒麟」等の文字からなる各引用商標に類似することなどを理由として無効審判請求をしたが、同請求は成り立たないとの審決を受けた。本件は、上記審決の取消訴訟である。

2 本判決は、本件商標は、文字部分のうちの自他識別力を有する部分である「キリン」を要部として抽出することができる、本件商標と各引用商標は、外観において相違するものの、想像上の動物である麒麟の観念及び「キリン」の称呼を共通にするものであり、本件商標からは「キリンフーズ」との称呼も生じるものの、要部から生じる「キリン」の称呼及び想像上の動物である麒麟の観念を共通とするものであり、外観の相違は、称呼、観念の共通性による印象を凌駕するほど顕著なものということとはできない、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本件商標と各引用商標は、全体として、商品・役務の出所について誤認混同を生じるおそれがある類似の商標であると認められ、本件指定商品は、各引用商標の指定商品若しくは指定役務と同一ないし類似するとして、本件商標は、商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当すると判断して、本件審決を取り消した。